

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 2 0 日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 三 栗 野 力 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 4 日午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 7 月 1 1 日午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 7 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 8 月 8 日 午前 9 時 5 0 分 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 2 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,010,000 3,208,000	一括	802,000	37,160	11,310
1	1,720,000				
2	2,290,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 |
| | 地 番 | 5 6 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1 . 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 5 6 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 6 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 0 5 平方メートル
2 階 4 0 . 1 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月23日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 三 栗 野 力 哉

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 |
| | 地 番 | 5 6 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1 . 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 5 6 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 6 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 0 5 平方メートル
2 階 4 0 . 1 3 平方メートル |



令和6年(ヌ)第5号

補充現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部裁判官 殿

令和6年11月26日

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 中山 隆 司

債権者

債務者

所有者

上記当事者間の頭書事件について、補充現況調査の結果を別紙のとおり報告致します。

執行裁判所が定める記載事項

なし

調査結果

- 1 令和6年11月20日評価人帯同のうえ目的建物に臨場、解錠技術者に解錠させ建物内に立ち入り調査した。
目的建物1階洋室の状況は、動産類の不要物が散乱し汚れが散見される現況である。所有者が倒れていたと思われる場所は、特に汚れがひどいように思われるが、特別な臭気等は感じなかった。
- 2 同日和泉警察署の担当者から令和6年8月25日に所有者が目的建物1階洋室内で倒れている状態で発見されたこと、事件性がないことを聴取した。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 |
| | 地 番 | 5 6 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1. 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 5 6 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 6 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6. 0 5 平方メートル
2 階 4 0. 1 3 平方メートル |



調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月20日 10:50-11:35	物件所在地	解錠立入調査、評価人帯同
6年11月20日 12:30-12:45	和泉警察署	担当者から聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 6年11月20日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠の上建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和 6 年 (又) 第 5 号
令和 6 年 3 月 27 日受理
令和 6 年 4 月 25 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部
執行官 中山 隆 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 |
| | 地 番 | 5 6 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1: 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 5 6 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 6 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6. 0 5 平方メートル
2 階 4 0. 1 3 平方メートル |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 表札等の表示

表札に「所有者の姓名」の表示が存在する。

■ 目的土地の状況

- 1 目的土地につき、評価人と共に適宜の辺長を概測した結果、その形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は、概ね登記数量に一致すると思われるが、正確には、専門家の測量を要する。
- 2 目的土地上に植樹された木の枝が北西側道路上に越境している。
- 3 目的土地の南東側にカーポート（屋根なし）が存在する。

■ 目的建物の状況

- 1 目的建物は、概ね間取略図のとおりであり、2階ベランダの損傷や汚れ等が見受けられる。
- 2 目的建物内に多量の動産類が置かれており、損傷等の有無については確認できなかった。
- 3 目的建物屋根上に太陽熱温水器（故障中）が設置されている。

■ 接面道路の状況

目的土地の南東側が接面する道路（幅員約4.9m）は、建築基準法42条1項1号道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 目的建物は、私が居住しています。 2 太陽熱給湯器は故障しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

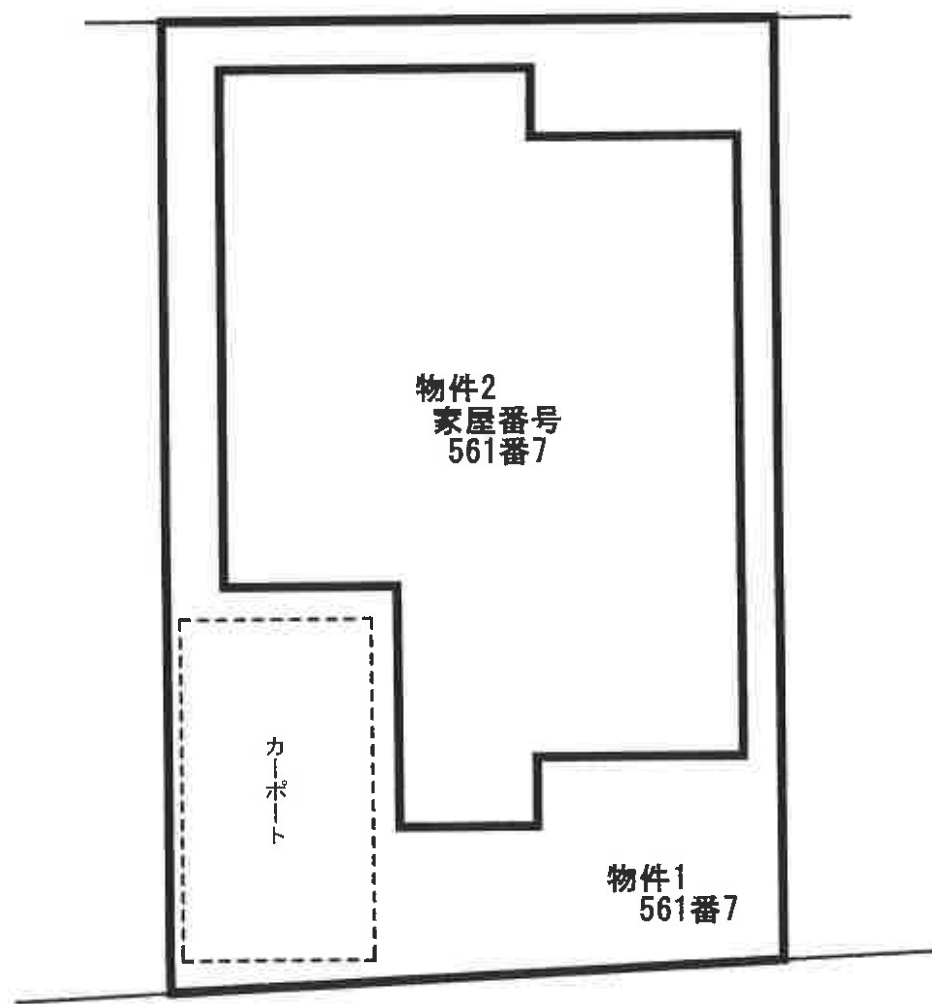
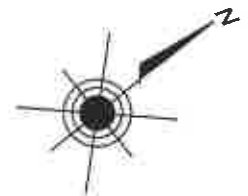
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年 4月 3日 9:05-9:15	和泉市役所	道路等調査
6年 4月 3日 9:30-9:40	物件所在地	物件及び占有確認（不在），連絡文書投函（連絡あり）
6年 4月 4日 13:45-14:00	大阪法務局	公図等調査
6年 4月 5日 14:40-14:50	執行官室	所有者から電話聴取
6年 4月15日 10:30-11:05	物件所在地	立入調査（所有者に面接），評価人帯同，検尺（概測） 写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和6年（又）第5号

←○ 写真撮影位置方向



道路（幅員 約 4.9m）

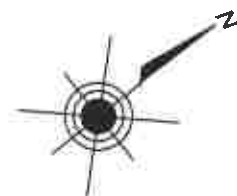


（ 6 枚目）

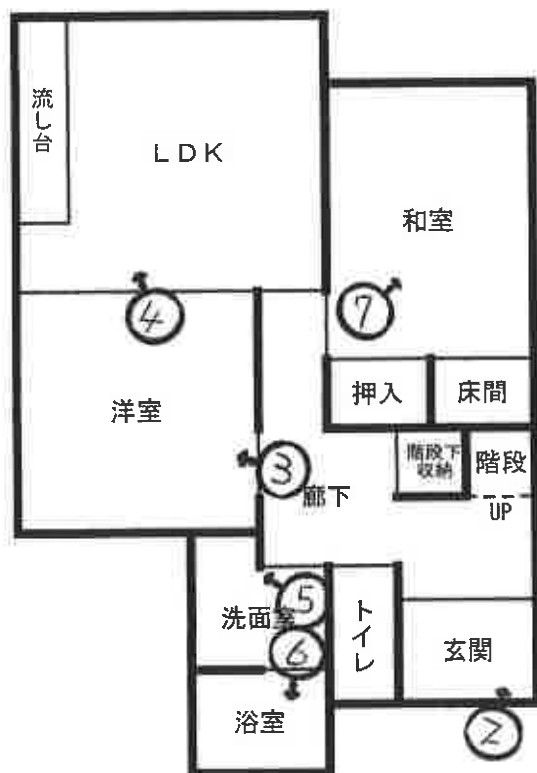
間取略図

令和6年（又）第5号

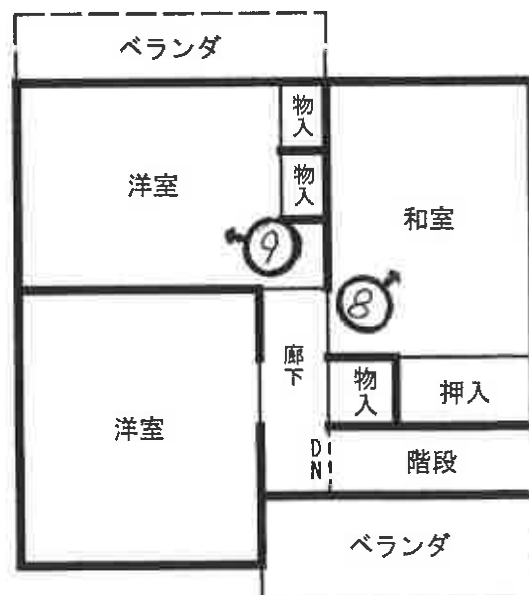
←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図





1

目的建物



2



3



4



5



6



7



8



9

令和6年（又）第5号
令和6年11月20日現地調査
令和6年11月27日評価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

安松谷博之

履歴事項調査済

第1 評価額

一 括 価 格		
金 4,010,000 円		
内 訳 価 格		
1	金	1,720,000 円
2	金	2,290,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	現地概測数量と地積測量図、 物件目録、登記数量は概ね一 致した。
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
番 号	特 記 事 項		
1	なし		
2	事故物件である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	阪和線 和泉府中 駅 東方 道路距離 約950m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後も当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考 慮 し な い 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	準工業地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	法22条区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、屋外広告物規制(その他の許可区域)、周知の埋蔵文化財包蔵地
画 地 条 件	規 模	101.84m ²
	形 状	ほぼ長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約8m(南東側)・奥行約12.4m
	高 低 差 等	ほぼ平坦
接面道路の状況 (右記「法」は建築基準法)	南 東 側	幅員約4.9m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	専用住宅の敷地
	南 東 側	道路
	北 東 側	住宅
	南 西 側	住宅
	北 西 側	住宅
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、地元精通者への聴取調査、土地閉鎖登記簿の確認による限りにおいては土壌汚染の可能性は確認できなかったが、昭和36年・44年・50年の住宅地図において「〇〇紡績(株)」が確認できた。染色が行われていた場合、揮発性有機化合物や重金属等により土壌が汚染されている可能性がある。 土壌汚染の有無は明らかでないが、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査が必要である。	
特 記 事 項	・カーポートがあるが、破損しており屋根材が無い。 ・樹木の枝が道路に越境している。 ・敷地境界が不明確であり、正確には専門家による調査、測量を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日(登記記載)	昭和59年8月25日 新築
	経過年数	40 年
	経済的残存耐用年数	0 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタルほか
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	合板ほか
	床	タタミほか
	設 備	電気、ガス、給排水等
	そ の 他	なし
床面積(現況)	延 96.18㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居 宅
	間 取 り	5LDK
品 等	やや下位	
保 守 管 理 の 状 況	経年相応以上の摩滅・老朽化が認められる。保守管理の状況は劣る。	
建 物 の 利 用 状 況	所有者が占有している。	
特 記 事 項	・事故物件である。 ・室内に多量の動産類が置かれており、床面や内壁の損傷等が確認できない部分がある。 ・屋根に太陽熱温水器があるが故障している。 ・湯沸し器が故障しており、風呂が使用できない。 ・ベランダに損傷が見られる。 ・保守状況は劣っており、全般的に汚損等が目立つ。 ・検査済証あり。 ※アスベスト含有建材使用の可能性について 目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持分割合 エ	建付減価 オ	建付地価格 (円) カ(ア×イ×ウ×エ×オ) (千円未満四捨五入)
1	104,000	1.02	101.84	1/1	0.80	8,643,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 和泉-29

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $104,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/102 = 104,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※接面・方位:中間画地 1.00, 方位 1.00

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

イ 個別格差:	※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

※接面・方位:中間画地 1.00, 方位 1.02

ウ 地積:登記数量による。

オ 建付減価:建物の築後年数や保守状況等を考慮した。

② 物件2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延 床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分割合 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ (千円未満四捨五入)
2	150,000	96.18	0.03	1/1	433,000

ウ 現価率

経過年数 約40年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 50%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率0.05 + (1-0.05) × (経済的残存耐用年数0年 / (経過年数40年 + 経済的残存耐用年数0年))} × (1-0.5) = 0.03

※観察減価は建物損傷状態や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ (千円未満四捨五入)
1	8,643,000	0.55	法定地上権	4,754,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ-カ =キ (万円未満四捨五入)
1	8,643,000	-4,754,000		0.63	0.70	-	1,720,000
2	433,000	+4,754,000	1.00	0.63	0.70	0	2,290,000
一括価格 (合計)							4,010,000

ウ 占有減価率

本件の場合不要

エ 市場性修正率

下記の要因を総合考慮の上、市場性修正率として0.63(=0.90×0.70)を乗じた。

(1) 本件土地は工場の敷地の一部として使用されていた経緯が有り、土壤汚染の可能性は否定できないが、専門家によるサンプル調査等によらなければこれを確定できない。有害物質を使用していた事業所か否かは断定できないが、実際の土壤汚染の存否にかかわらず、過去における工場等の敷地は、そのリスクにより市場性の減退が認められる。本件においては当該リスクによる市場性修正として10%の減価を行うことが妥当と判断した(△10)。

(2) 事故物件であり市場性の減退が認められる。よって、市場性修正として30%の減価を行うことが妥当と判断した(△30)。

オ 競売市場修正率

第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他控除減価

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 和泉－29

所 在 : 和泉市府中町5丁目561番91「府中町5-18-9」
価 格 : 104,000円／m²
位 置 : 阪和線 和泉府中 駅 東方 約900m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 80m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 北5.7m市道
用 途 指 定 等 : 準工業地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 法22条区域
地 域 の 概 要 : 小規模の建売住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和5年度)

物件1	6,694,045 円
物件2	1,538,714 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 |
| | 地 番 | 5 6 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1 . 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 和泉市府中町五丁目 5 6 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 5 6 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6 . 0 5 平方メートル
2 階 4 0 . 1 3 平方メートル |



22

位置図

最寄駅

対象不動産

公示地

地理院地図

300 m

対象不動産

公示地

地理院地図

300 m



別図①

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

A 黒島町
B 府中町S丁
C 府中町S丁

請求部	所在	和泉市府中町五丁目				地番	561番7			
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年1月29日
大阪法務局岸和田支局
登記官

請求番号：28-1
(1/1)

A4判に縮小

公用

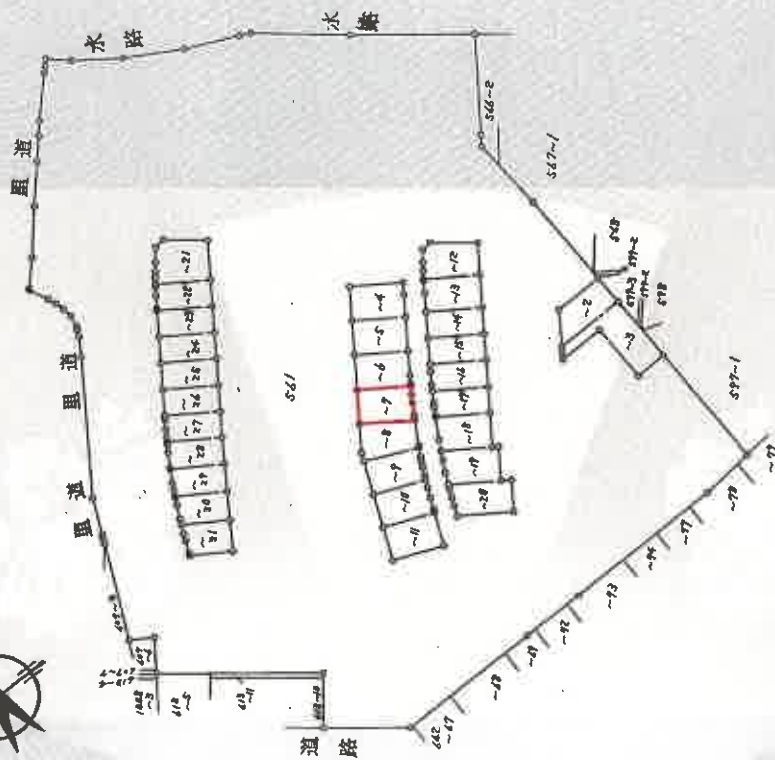
655183

地番 561 役・新

561-1
~20区~31

土地積測量図 57.5.1-
9

土地の所在 和泉市府中町5丁目



作製者

和 59 年 5 月 12 日作製

申請人

縮尺 1/250

A4判に縮小

地積測量図 3/9

655185

地番

561-4, 561-5, 561-6, 561-7

802

土地の所在
和泉市府中町5丁目

サテライト印付 1/10000

990731 * SHARP MZ-3500
2S=sigma(X1+X2)x(Y2-Y1)

点番	座標	X	Y	点番
561-4				
K287 (刻印)		23.501	107.720	K287-K286
K286 ()		31.359	98.123	K286-K284
K284 ()		25.041	92.949	K284-K285
K285 (刻印)		17.184	102.543	K285-K227
K227 (道路折丸)		21.244	105.867	K227-K287
ハイツ		202.551213		
ハイツ		101.2756065	101.27	

点番	座標	X	Y	点番
561-5				
K285 (刻印)		17.184	102.543	K285-K284
K284 ()		25.041	92.949	K284-K282
K282 ()		18.750	87.798	K282-K283
K283 (刻印)		10.894	97.392	K283-K285
ハイツ		201.639777		
ハイツ		100.819885	100.81	

点番	座標	X	Y	点番
561-6				
K283 (刻印)		10.894	97.392	K283-K282
K282 ()		18.750	87.798	K282-K279
K279 ()		12.421	82.615	K279-K280
K280 (刻印)		4.539	92.241	K280-K133
K133 (道路折丸)		4.935	92.546	K133-K281
K281 ()		6.499	93.793	K281-K283
ハイツ		202.961694		
ハイツ		101.4608470	101.48	

点番	座標	X	Y	点番
561-7				
K280 (刻印)		4.539	92.241	K280-K279
K279 ()		12.421	82.615	K279-K277
K277 ()		6.166	77.493	K277-K278
K278 (刻印)		-1.961	87.417	K278-K226
K226 (道路折丸)		-1.055	88.045	K226-K131
K131 ()		1.362	89.808	K131-K132
K132 ()		2.956	91.020	K132-K280
ハイツ		203.677150		
ハイツ		101.8485750	101.84	

コウガイ 405.4249170



作製者

申請人

(昭和59年5月10日作製)

縮尺 1/250

A4判に縮小

5/11/65

685

各階平面図

434082

建 筑 物 各 階 平 面 圖

561-7

家區番号

和泉市府中町5丁目561番地？

建物の所在

製作

人
龍
車

縮尺

縮尺

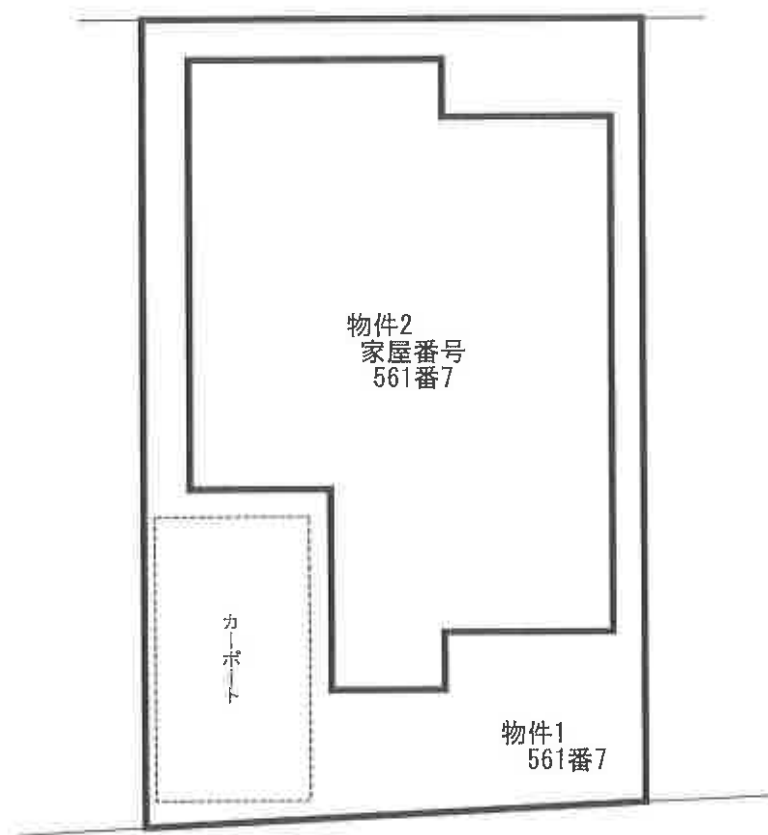
$$\frac{1}{500}$$

A4判に縮小

土地建物位置関係図

令和6年（又）第5号

◀○ 写真撮影位置方向



道 路 (幅員 約 4.9m)

間取略図

令和6年（又）第5号

←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図

